

## みやこ町スクールバス運行等業務仕様書

### 1 仕様書の位置づけ

本仕様書は、みやこ町（以下「町」という。）がみやこ町スクールバス運行等業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、受託者（業務の委託に際し町と契約を締結し、事業を実施する者）に要求する水準を示すものである。

本仕様書では、業務に関する諸条件を示しており、受託者は、この内容を十分に確認し、業務の目的及び内容について理解を深めたうえで、業務を実施することとする。

### 2 業務名

みやこ町スクールバス運行等業務

### 3 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 業務実施にあたっての原則

① 11台による運行及び運転業務とし、うち7台を町所有の管理車両、4台を受託者所有の管理車両によって実施すること。

ア 町所有の車両については運転業務とし、犀川小学校及び伊良原小・中学校の登下校に必要な運転手及び添乗員を確保すること。

イ 受託者所有の車両については運行業務とし、豊津小学校の登下校に必要な車両及び運転手、添乗員を確保すること。

② 児童生徒の登下校時において安全かつ確実に業務を行うこと。

③ 道路運送法等、業務に関係する法律、規則及び規程等を遵守すること。

④ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみやこ町個人情報保護条例（令和5年条例第5号）に準じて、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

#### (2) 運行計画

① スクールバスの乗車許可を受けた児童生徒の登下校のための運行とする。

② 運行する経路及び停留所は別紙に定めるものとする。ただし、児童生徒の入学・卒業及び転校等に伴い一部変更が生じる場合がある。この場合による変更は、契約変更の対象としない。

#### (3) 運行日数

① 通常登校日の運行日数：年間210日程度

② 夏季休業期間の登校日：4日程度

#### (4) 留意事項

- ① (2) 運行計画及び(3) 運行日数を基本とするが、学校が作成する学校暦に対応した運行をすること。
- ② 休日を含み、学校行事に合わせた運行をすること。
- ③ 上記①、②による軽微な日数の変更は契約変更の対象としないこと。ただし、大幅な運行日数の増減及び休日の運行等の増減については、協議の対象とすること。
- ④ 部活動や校外学習活動等の運行等については、別途契約とすること。
- ⑤ 児童生徒の乗降場所の見直し、次年度運行ルートを作成及び新たな乗降場所の設定等の検討について協力すること。

#### (5) 運行車両

- ① 運行車両のうち、みやこ町が所有する7台は次の車両とする。

登録番号	車名	定員	燃料	備考
北九州200さ1428	ニッサン	14人	ガソリン	
北九州200さ1712	三菱	29人	軽油	
北九州200さ1778	三菱	29人	軽油	
北九州200さ701	ニッサン	26人	軽油	
北九州200さ1777	三菱	29人	軽油	
北九州200さ1502	トヨタ	26人	軽油	
北九州200さ1501	トヨタ	29人	軽油	

- ② 車両の保管場所は犀川小学校(みやこ町犀川本庄620)敷地内とする。
- ③ 受託者管理車両については、マグネットシート等で当該スクールバスと認識ができるようにすること。また、座席数は、児童生徒が安全・安心に着席できるよう配慮すること。

### 5 運行等管理

- (1) 受託者は、関係法令に基づき、運行前に運転手の健康状態及び酒気帯び状態でないこと等を確認すること。
- (2) 運転手の緊急時の交代要員について確保できる体制を整えること。
- (3) 安全運転マニュアルを作成し、町に提出すること。

### 6 緊急時の対応

- (1) 豪雨等の自然災害が発生又はその恐れがある場合は、町及び学校長と協議の上、対応を決めること。
- (2) 事故、その他の緊急事態等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、町及び学校長に速やかに報告すること。
- (3) 道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を町、学校及び受託者が協議の上、再設定を行うがそれに伴う契約の変更は行わない。

## 7 損害賠償債務

- (1) 受託者は、業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、町及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、前項を履行するため、町管理車両及び受託者管理車両について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

## 8 教育研修の実施

受託者は、運転手の安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるように定期的に教育研修を実施すること。

## 9 経費区分

### (1) 運転業務（町管理車両）

費目	内容	費用負担	
		受託者	町
人件費	給与、通勤費、福利厚生費、教育研修費等	○	
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル・エレメント代、重量税、自賠責保険等		○
燃料費	軽油代、ガソリン代		○
消耗品費	清掃用品、消毒液等	○	
修繕費			○
保険料	対人：無制限、対物：無制限 人身傷害保険：1名につき3,000万円以上	○	

### (2) 運行業務（受託者管理車両）

費目	内容	費用負担	
		受託者	町
人件費	給与、通勤費、福利厚生費、教育研修費等	○	
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル・エレメント代、重量税、自賠責保険等	○	
燃料費	軽油代、ガソリン代	○	
消耗品費	清掃用品、消毒液等	○	
修繕費		○	
保険料	対人：無制限、対物：無制限 人身傷害保険：1名につき3,000万円以上	○	

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者で協議のうえ処理するものとする。